

環境省令第 号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第三百七十二号）の施行に伴い、及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一十号）第五条第二項第四号の規定に基づき、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年 月 日

環境大臣 石原 伸晃

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令の一部を改正する省令

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和四十八年総理府令第六号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「第一四号及び第一九号から第三一号まで」を「第一四号、第一九号から第三一号まで及び第三三号」に改める。

第一条の二中「第五条第一項第八号」を「第五条第一項第十号」に改める。

第二条中「第五条第一項第九号」を「第五条第一項第十一号」に、「第一四号及び第二〇号から第三一号まで」を「第一四号、第二〇号から第三一号まで及び第三三号」に改める。

第三条第一項中「第五条第一項第十五号」を「第五条第一項第十七号」に改め、同条第二項中「第三三号まで」を「第二四号まで」に、「第二四号」を「第二五号」に改める。

別表第一の二三の項中「〇・二ミリグラム」を「一ミリグラム」に改め、同表三二の項の次に次のように加える。

三三 一・四 ジオキサン	検液一リットルにつき一・四 ジオキサン〇・五ミリグラム以下
-----------------	-------------------------------

二四 廃酸又は廃  
つては、廃棄物

別表第二の一四の項中「〇・二ミリグラム」を「一ミリグラム」に改め、同表中

アルカリ（国内において生じたものにあ 処理令別表第五の二五の項の中欄に掲げ 工場又は事業場において生じたものに限	ダイオキシン類	試料一リットルにつき ダイオキシン類一〇ピ コグラム以下
アルカリ（国内において生じたものにあ 処理令別表第五の二四の項の中欄に掲げ 工場又は事業場において生じたものに限	一・四 ジオキ サン	試料一リットルにつき 一・四 ジオキサ ン〇 ・五ミリグラム以下

を

二四 廃酸又は廃 つては、廃棄物 る施設を有する る。 )	二五 廃酸又は廃 つては、廃棄物 る施設を有する る。 )	二五 廃酸又は廃 つては、廃棄物 る施設を有する る。 )
---	---	---

アルカリ（国内において生じたものにあ 処理令別表第五の二五の項の中欄に掲げ 工場又は事業場において生じたものに限	ダイオキシン類	試料一リットルにつき ダイオキシン類一〇ピ コグラム以下
--	---------	------------------------------------

に改める。

附 則

この省令は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（平成二十六年六月一日）から施行する。